

1 「教員の服務」に関する問題

●配点：2 点×20 問 [40 点]

①奉仕者	②公共	③専念	④地方公務員	⑤市町村
⑥職務上の注意力	⑦職責遂行	⑧職務上の命令	⑨信用	⑩不名誉
⑪授業	⑫本属長	⑬教育公務員特例	⑭給与	⑮分限
⑯能力	⑰業績	⑱任命権者	⑲都道府県	⑳市町村

2 「教員の職務」に関する問題

●配点：3 点×6 問 [18 点]

(1) ×	(2) ○	(3) ○	(4) ○	(5) ×	(6) ×
-------	-------	-------	-------	-------	-------

【関連法規・解説】

- (1) 市町村立学校職員給与負担法 1 条／地教行法 37 条（市町村教育委員会→都道府県教育委員会）
- (2) 学校教育法施行令 20 条
- (3) 学校教育法施行規則 63 条
- (4) 学校教育法施行規則 24 条 1 項、25 条
- (5) 学校教育法 37 条 7 項（教頭の行う補佐は教職員の人事管理にも及び、教頭は、校長を補佐する立場から、校長の命を受け、所属職員に対して職務命令を発することができる）
- (6) 学校教育法 37 条 8 項（校長が欠けた場合に当たるため、教頭が職務代行者になる→校長に事故があるときに当たるため、教頭が職務代理者になる）

3 「教育制度」に関する問題

●配点：(1)～(4)、(6) (7) = 各 5 点／(5) = 12 点 [42 点]

(1) 教育基本法 1 条	(2) 超スマート社会（Society5.0）
(3) 学校管理規則	(4) 総合教育会議
(5) 小中学校又は特別支援学校における特別支援教育の推進にあたり、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡・調整役、保護者からの相談窓口、担任への支援、校内委員会・校内研修の企画・運営といった役割を担う。	
(6) 個別の教育支援計画	(7) 合理的配慮

【関連法規】

- (2) 教基法 17 条 (3) 地教行法 33 条 (4) 地教行法 1 条の 4／文部科学省初等中等教育局長通知「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（平成 26 年 7 月 17 日）
- (5) 文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」（平成 19 年 4 月 1 日）
- (6) 学教法施行規則 134 条の 2、139 条の 2、141 条の 2／特別支援学校小学部・中学部学習指導要領総則、小・中学校学習指導要領総則
- (7) 障害者差別解消法 7 条